（特定行為研修の修了）

第十五条　特定行為研修管理委員会は、特定行為研修の修了に際し、特定行為研修に関する当該看護師の評価を行い、指定研修機関に対し、当該看護師の評価を報告しなければならない。

2　指定研修機関は、前項の評価に基づき、特定行為研修を受けている看護師が特定行為研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該看護師に対して、当該看護師に関する次に掲げる事項を記載した特定行為研修修了証を交付しなければならない。

一　氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日

二　修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称

三　特定行為研修を修了した年月日

四　特定行為研修を実施した指定研修機関の名称

3　指定研修機関は、前項の規定により特定行為研修修了証を交付したときは、当該交付の日から起算して一月以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する前項各号に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（記録の保存）

第十六条　指定研修機関は、帳簿を備え、特定行為研修を受けた看護師に関する次の事項を記載し、指定の取消しを受けるまでこれを保存しなければならない。

一　氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日

二　修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称

三　特定行為研修を開始し、及び修了した年月日

四　修了した共通科目及び区分別科目の内容

五　共通科目及び区分別科目に係る評価

2　前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、同年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

一　経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
二　侵襲的陽圧換気の設定の変更
三　非侵襲的陽圧換気の設定の変更
四　人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
五　人工呼吸器からの離脱
六　気管カニューレの交換
七　一時的ペースメーカの操作及び管理
八　一時的ペースメーカリードの抜去
九　経皮的心肺補助装置の操作及び管理
十　大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
十一　心嚢ドレーンの抜去
十二　低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
十三　胸腔ドレーンの抜去
十四　腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）
十五　胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
十六　膀胱ろうカテーテルの交換
十七　中心静脈カテーテルの抜去
十八　末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
十九　褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
二十　創傷に対する陰圧閉鎖療法
二十一　創部ドレーンの抜去
二十二　直接動脈穿刺法による採血
二十三　橈骨動脈ラインの確保
二十四　急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
二十五　持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
二十六　脱水症状に対する輸液による補正
二十七　感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
二十八　インスリンの投与量の調整
二十九　硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
三十　持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
三十一　持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
三十二　持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
三十三　持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
三十四　持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
三十五　抗けいれん剤の臨時の投与
三十六　抗精神病薬の臨時の投与
三十七　抗不安薬の臨時の投与
三十八　抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

別表第二（第四条関係）

特定行為区分の名称	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	別表第一第一号に掲げる行為
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	別表第一第二号から第五号までに掲げる行為
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	別表第一第六号に掲げる行為
循環器関連	別表第一第七号から第十号までに掲げる行為
心嚢ドレーン管理関連	別表第一第十一号に掲げる行為
胸腔ドレーン管理関連	別表第一第十二号及び第十三号に掲げる行為
腹腔ドレーン管理関連	別表第一第十四号に掲げる行為
ろう孔管理関連	別表第一第十五号及び第十六号に掲げる行為
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	別表第一第十七号に掲げる行為
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	別表第一第十八号に掲げる行為